

## 第二級総合無線通信士「法規」試験問題

25問 2時間30分

A - 1 次の記述のうち、電波法（第2条）に規定する定義として正しいものを下の番号から選べ。

- 1 「電波」とは、300万ギガヘルツ以下の周波数の電磁波をいう。
- 2 「無線電話」とは、電波を利用して、音声その他の信号を送り、又は受けるための通信設備をいう。
- 3 「無線設備」とは、無線電信、無線電話その他電磁的方法により情報を送り、又は受けるための通信設備をいう。
- 4 「無線従事者」とは、無線設備の操作又はその監督を行う者であって、総務大臣の免許を受けたものをいう。
- 5 「無線局」とは、無線設備及び無線設備の管理及び運用を行う者の総体をいう。ただし、受信のみを目的とするものを含まない。

A - 2 次の記述は、申請による周波数等の変更について、電波法（第19条）の規定に沿って述べたものである。□□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

総務大臣は、免許人又は予備免許を受けた者が□□**A**又は運用許容時間の指定の変更を申請した場合において、□□**B**があると認めるときは、その指定を変更することができる。

- | A                        | B             |
|--------------------------|---------------|
| 1 通信の相手方、通信事項、電波の型式及び周波数 | 混信の除去その他特に必要  |
| 2 通信の相手方、通信事項、電波の型式及び周波数 | 電波の規整その他公益上必要 |
| 3 識別信号、電波の型式、周波数、空中線電力   | 混信の除去その他特に必要  |
| 4 識別信号、電波の型式、周波数、空中線電力   | 電波の規整その他公益上必要 |

A - 3 次の記述は、無線局の廃止及びそれに伴う措置について、電波法（第22条から第24条まで及び第78条）の規定に沿って述べたものである。□□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

免許人は、その無線局を廃止するときは、□□**A**。  
 免許人が無線局を廃止したときは、免許は、その効力を失う。  
 免許がその効力を失ったときは、免許人であった者は、□□**B**以内にその免許状を返納しなければならない。  
 免許がその効力を失ったときは、免許人であった者は、遅滞なく□□**C**を撤去しなければならない。

- | A                         | B   | C    |
|---------------------------|-----|------|
| 1 その旨を総務大臣に届け出なければならない    | 1箇月 | 空中線  |
| 2 その旨を総務大臣に届け出なければならない    | 3箇月 | 送信装置 |
| 3 あらかじめ総務大臣の許可を受けなければならない | 1箇月 | 送信装置 |
| 4 あらかじめ総務大臣の許可を受けなければならない | 3箇月 | 空中線  |

A - 4 次に掲げるもののうち、船舶局の送信設備であってデジタル選択呼出装置及び無線電話による通信を行うものの空中線電力の許容偏差として正しいものを無線設備規則（第14条）の規定に照らし下の番号から選べ。

- 1 上限10パーセント、下限10パーセント
- 2 上限10パーセント、下限20パーセント
- 3 上限20パーセント、下限20パーセント
- 4 上限20パーセント、下限50パーセント

A - 5 次の記述は、電波の強度に対する安全施設について、電波法施行規則（第21条の3）の規定に沿って述べたものである。  
 内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

無線設備には、当該無線設備から発射される電波の強度（ A をいう。）が別表第2号の2の2に定める値を超える場所（人が通常、集合し、通行し、その他出入りする場所に限る。）に  B のほか容易に出入りすることができないように、施設をしなければならない。ただし、次に掲げる無線局の無線設備については、この限りでない。

- (1) 平均電力が20ミリワット以下の無線局の無線設備
- (2)  C の無線設備
- (3) 地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、臨時に開設する無線局の無線設備
- (4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、この規定を適用することが不合理であるものとして総務大臣が別に告示する無線局の無線設備

A	B	C
1 電界強度、磁界強度及び電力束密度	取扱者	移動する無線局
2 電界強度、磁界強度及び電力束密度	無線従事者	移動しない無線局
3 電界強度及び磁界強度	取扱者	移動しない無線局
4 電界強度及び磁界強度	無線従事者	移動する無線局

A - 6 次に掲げるもののうち、船舶局無線従事者証明の効力の継続が認められる無線局の無線設備の操作に該当しないものはどれか、電波法施行規則（第34条の12）の規定に照らし下の番号から選べ。

- 1 インマルサット船舶地球局の無線設備の操作
- 2 海岸地球局の無線設備の操作
- 3 156.8MHzの周波数の電波を具備する船舶局の無線設備の操作
- 4 156.8MHzの周波数の電波を具備する海岸局の無線設備の操作
- 5 船舶の航行の安全に密接な関係のある通信を行うための無線局の無線設備であって、総務大臣が別に告示するものの操作

- 7 次の記述は、無線局の運用に関する電波法（第53条及び第54条）の規定に沿って述べたものである。 内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

無線局を運用する場合においては、無線設備の設置場所、 A は、免許状に記載されたところによらなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。

無線局を運用する場合においては、空中線電力は次に掲げるところによらなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。

- (1) 免許状に記載された  B であること。
- (2) 通信を行うため  C であること。

A	B	C
1 識別信号、電波の型式及び周波数	ものの範囲内	必要最小のもの
2 識別信号、電波の型式及び周波数	もの	適正な値のもの
3 無線局名、通信方式及び変調方式	ものの範囲内	適正な値のもの
4 無線局名、通信方式及び変調方式	もの	必要最小のもの

A - 8 次の船舶局及び海岸局等の運用に関する記述のうち、電波法（第62条及び第63条）の規定に照らし誤っているものを下の番号から選べ。

- 1 海岸局は、船舶局から自局の運用に妨害を受けたときは、妨害している船舶局に対して、その妨害を除去するために必要な措置をとることを求めることができる。
- 2 船舶局の運用は、その船舶の航行中に限る。ただし、予備設備のみを運用するとき及び第52条（目的外使用の禁止等）第1号から第4号までに掲げる通信を行うときは、この限りでない。
- 3 船舶局は、海岸局と通信を行う場合において、通信の順序若しくは時刻又は使用電波の型式若しくは周波数について、海岸局から指示を受けたときは、その指示に従わなければならない。
- 4 海岸局及び海岸地球局（電気通信業務を行うことを目的として陸上に開設する無線局であって、人工衛星局の中継により船舶地球局と通信を行うものをいう。）は、常時運用しなければならない。ただし、総務省令で定める海岸局及び海岸地球局については、この限りでない。

A - 9 次の記述は、遭難自動通報設備の機能試験について、無線局運用規則（第8条の2）及び電波法施行規則（第38条の4）の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

遭難自動通報局においては、□A□ごとに、別に告示する方法により、その無線設備の機能を確認しておかなければならない。の規定は、遭難自動通報局以外の無線局の遭難自動通報設備について準用する。  
遭難自動通報設備を備える無線局の免許人は、□B□の規定により当該設備の機能試験をしたときは、実施の日及び試験の結果に関する記録を作成し、□B□、これを保存しなければならない。

- | A         | B                   |
|-----------|---------------------|
| 1 6箇月     | 当該無線局の免許の有効期間満了の日まで |
| 2 6箇月     | 当該試験をした日から2年間       |
| 3 1年以内の期間 | 当該無線局の免許の有効期間満了の日まで |
| 4 1年以内の期間 | 当該試験をした日から2年間       |

A - 10 次の記述は、無線電話通信における通報の送信及び誤送の訂正について、無線局運用規則（第18条、第29条及び第31条）の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

呼出しに対し応答を受けたときは、相手局が「□A□」を送信した場合及び呼出しに使用した電波以外の電波に変更する場合を除き、直ちに通報の送信を開始するものとする。

通報の送信は、次に掲げる事項を順次送信して行うものとする。ただし、呼出しに使用した電波と同一の電波により送信する場合は、□B□に掲げる事項の送信を省略することができる。

- |              |    |
|--------------|----|
| (1) 相手局の呼出名称 | 1回 |
| (2) こちらは     | 1回 |
| (3) 自局の呼出名称  | 1回 |
| (4) 通報       |    |
| (5) どうぞ      | 1回 |

の送信において、通報は、「終わり」をもって終わるものとする。

送信中において誤った送信をしたことを知ったときは、「□C□」を前置して、□D□から更に送信しなければならない。

- | A         | B          | C   | D            |
|-----------|------------|-----|--------------|
| 1 お待ちください | (1)から(3)まで | 訂正  | 正しく送信した適當の語字 |
| 2 お待ちください | (1)        | 誤送信 | 通報の最初        |
| 3 ただいま試験中 | (1)から(3)まで | 誤送信 | 正しく送信した適當の語字 |
| 4 ただいま試験中 | (1)        | 訂正  | 通報の最初        |

A - 11 次の記述のうち、入港中の船舶の船舶局を運用することができない場合はどれか。電波法（第62条）電波法施行規則（第37条）及び無線局運用規則（第40条）の規定に照らし下の番号から選べ。

- 1 ナブテックス受信機によって船舶の航行の安全に関する情報を受信する場合
- 2 総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）が行う無線局の検査に際してその運用を必要とする場合
- 3 無線機器の試験又は調整をするために通信を行う場合
- 4 15.6 MHz を超え 15.745 MHz 以下の周波数帯の周波数の電波により海岸局に対して気象の照会をするために通信を行う場合
- 5 短波帯の周波数の電波により漁獲物の相場に関する情報を操業中の同一免許人に属する漁船の船舶局に送信する場合

A - 12 次の記述は、無線電話通信における送信の終了、受信証及び通信の終了について、無線局運用規則（第18条及び第36条から第38条まで）の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。ただし、□内の同じ記号は、同じ字句とする。

通報の送信を終了し、他に送信すべき通報がないことを通知しようとするときは、送信した通報に続いて次に掲げる事項を順次送信するものとする。

- (1) □ A □  
 (2) どうぞ

無線電話通信において通報を確実に受信したときは、次に掲げる事項を順次送信するものとする。

- (1) 相手局の呼出符号（又は呼出名称） 1回  
 (2) こちらは 1回  
 (3) 自局の呼出符号（又は呼出名称） 1回  
 (4) 「了解」又は「OK」 1回  
 (5) 最後に受信した通報の番号 1回

国内通信を行う場合においては、の(5)に掲げる事項の送信に代えて受信した通報の通数を示す数字1回を送信することができる。

□ B □ においては、の(1)から(3)までに掲げる事項の送信を省略することができる。

通信が終了したときは、「□ C □」を送信するものとする。ただし、□ B □ においては、これを省略することができる。

A	B	C
1 受信しましたか	海上移動業務以外の業務	通信終了
2 受信しましたか	海上移動業務	さようなら
3 こちらはそちらに送信するものではありません	海上移動業務以外の業務	さようなら
4 こちらはそちらに送信するものではありません	海上移動業務	通信終了

A - 13 次の記述は、航空移動業務の無線電話通信における呼出し及び応答について、無線局運用規則（第18条、第20条、第23条及び第154条の2）の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

呼出しは、順次送信する次に掲げる事項によって行うものとする。

- (1) 相手局の呼出符号 □ A □  
 (2) 自局の呼出符号 □ B □

応答は、順次送信する次に掲げる事項によって行うものとする。

- (1) 相手局の呼出符号 □ C □  
 (2) 自局の呼出符号 □ D □

A	B	C	D
1 3回以下	3回以下	3回以下	3回以下
2 3回以下	3回以下	1回	1回
3 2回以下	2回以下	2回以下	2回以下
4 1回	1回	1回	1回

A - 14 次の記述は、安全通信について、電波法（第68条）の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

海岸局、海岸地球局、船舶局及び船舶地球局（以下「海岸局等」という。）は、□ A □ 安全通信を取り扱わなければならない。海岸局等は、□ B □ 又は電波法第52条（目的外使用の禁止等）第3号の総務省令で定める方法により行われる無線通信を受信したときは、その通信が □ C □ その安全通信を受信しなければならない。

A	B	C
1 速やかに、かつ、確実に	警急信号	終了するまで
2 速やかに、かつ、確実に	安全信号	自局に関係のないことを確認するまで
3 緊急通信に優先して	警急信号	自局に関係のないことを確認するまで
4 緊急通信に優先して	安全信号	終了するまで

A - 15 次の記述は、海上移動業務における遭難通信、緊急通信又は安全通信において使用する電波について、無線局運用規則（第70条の2）の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。ただし、□内の同じ記号は、同じ字句とする。

海上移動業務における遭難通信、緊急通信又は安全通信は、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に掲げる電波を使用して行うものとする。ただし、□Aを行う場合であって、これらの周波数を使用することができないか又は使用することが不相当であるときは、この限りでない。

- (1) デジタル選択呼出装置を使用する場合  
F1B電波2,187.5kHz、4,207.5kHz、6,312kHz、8,414.5kHz、12,577kHz若しくは16,804.5kHz又はF2B電波156.525MHz
- (2) デジタル選択呼出通信に引き続いて狭帯域直接印刷電信装置を使用する場合  
F1B電波2,174.5kHz、4,177.5kHz、6,268kHz、8,376.5kHz、12,520kHz又は16,695kHz
- (3) デジタル選択呼出通信に引き続いて無線電話を使用する場合  
J3E電波2,182kHz、4,125kHz、6,215kHz、8,291kHz、12,290kHz若しくは16,420kHz又はF3E電波156.8MHz
- (4) 船舶航空機間双方向無線電話を使用する場合（遭難通信及び緊急通信を行う場合に限る。）  
A3E電波 121.5MHz

- (5) 無線電話を使用する場合（(3)及び(4)に掲げる場合を除く。）  
A3E電波27,524kHz若しくは□B又は通常使用する呼出電波  
海上移動業務において、無線電話を使用して医事通報に係る緊急呼出しを行った場合における当該医事通報の送信又は既に送信した緊急通報の再送信は、□Cの規定にかかわらず、□Cにより行うものとする。  
海上移動業務において、モールス無線電信又は無線電話を使用して安全通報を送信する場合（デジタル選択呼出通信に引き続いて送信する場合を除く。）は、□Cの規定にかかわらず □Cにより行うものとする。ただし、A3E電波27,524kHzにより安全呼出しを行った場合においては、当該電波によることができる。

A	B	C
1 遭難通信	J3E電波2,182kHz	別に告示する電波
2 遭難通信	F3E電波156.8MHz	通常通信電波
3 遭難通信又は緊急通信	J3E電波2,182kHz	通常通信電波
4 遭難通信又は緊急通信	F3E電波156.8MHz	別に告示する電波

A - 16 次の記述は、無線電話通信における遭難通報に対する応答について、無線局運用規則（第82条）の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

海岸局又は船舶局は、遭難通報を受信した場合において、これに応答するときは、次の事項を順次送信して行うものとする。

- (1) □A 1回
- (2) 遭難通報を送信した無線局の呼出符号又は呼出名称 3回
- (3) こちらは 1回
- (4) 自局の呼出符号又は呼出名称 3回
- (5) 「了解」又は「OK」 1回
- (6) 「メーデー」又は「遭難」 1回

□Bにより応答した船舶局は、その□Bの指示を受け、できる限り速やかに、次の事項を順次送信しなければならない。

- (1) 自局の名称
- (2) 自局の位置（原則として□Cをもって表すものとする。ただし、著名な地理上の地点からの真方位及び□Dで示す距離によって表すことができる。）
- (3) 遭難している船舶又は航空機に向かって進航する速度及びこれに到着するまでに要する概略の時間
- (4) その他救助に必要な事項

及び□Dの事項を送信しようとするときは、遭難している船舶又は航空機の救助について自局よりも一層便利な位置にある他の無線局の送信を妨げないことを確かめなければならない。

A	B	C	D
1 「メーデー」又は「遭難」	船舶の責任者	経度及び緯度	海里
2 「メーデー」又は「遭難」	船舶局の遭難通信責任者	海域	キロメートル
3 緊急信号	船舶の責任者	海域	海里
4 緊急信号	船舶局の遭難通信責任者	経度及び緯度	キロメートル

A - 17 次の記述は、局の検査について、国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則(第549条)の規定に沿って述べたものである。  
 内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。ただし、 内の同じ記号は、同じ字句とする。

船舶局又は船舶地球局が寄航する国の政府又は  A は、検査のため、 B の提示を要求することができる。局の通信士又は責任者は、この検査が容易となるようにしなければならない。 B は、要求に際して提示することができるように保管してなければならない。 B 又はこれを発給した当局が認証したその謄本は、できる限り、常に局内に掲示しておくものとする。

なお、検査職員は、通信士の証明書の提示を請求する権限を有する。ただし、職務上の  C を要求することはできない。

A	B	C
1 権限のある主管庁	無線局検査証明書	情報の開示
2 権限のある主管庁	許可書	知識の証明
3 電波監視機関	無線局検査証明書	知識の証明
4 電波監視機関	許可書	情報の開示

A - 18 次の記述は、周波数等の変更について、電波法(第71条)の規定に沿って述べたものである。 内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。ただし、 内の同じ記号は、同じ字句とする。

総務大臣は、電波の規整その他公益上必要があるときは、当該無線局の  A に支障を及ぼさない範囲内に限り、無線局の周波数若しくは  B の指定を変更し、又は人工衛星局の  C の変更を命ずることができる。

の規定により人工衛星局の  C の変更の命令を受けた免許人は、その命令に係る措置を講じたときは、速やかに、その旨を総務大臣に報告しなければならない。

A	B	C
1 運用	空中線電力	無線設備
2 運用	運用許容時間	無線設備の設置場所
3 目的の遂行	空中線電力	無線設備の設置場所
4 目的の遂行	運用許容時間	無線設備

A - 19 免許人は、検査の結果について総合通信局長(沖縄総合通信事務所長を含む。)から指示を受け相当な措置をしたときは、電波法施行規則(第39条)の規定によりどうしなければならないか、正しいものを下の番号から選べ。

- 1 措置をした旨を総合通信局長(沖縄総合通信事務所長を含む。)に報告し、再度の検査を受けなければならない。
- 2 その措置の内容を無線検査簿又は無線局検査結果通知書の記載欄に記載するとともに総合通信局長(沖縄総合通信事務所長を含む。)に報告しなければならない。
- 3 その措置の内容を無線業務日誌に記載するとともに措置をした旨を総合通信局長(沖縄総合通信事務所長を含む。)に届け出なければならない。
- 4 措置をした旨を検査職員に連絡し、その者の確認を受けなければならない。

A - 20 次の記述は、義務船舶局等(義務船舶局及び義務船舶局のある船舶に開設する総務省令で定める船舶地球局のことをいう。)に備え付け、掲げておかなければならない表について、電波法施行規則(第28条の3)の規定に沿って述べたものである。 内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

義務船舶局等には、 A に関する事項で総務大臣が告示するものを記載した表を備え付け、その無線設備の  B を行う位置から容易にその記載事項を見ることができる箇所に掲げておかなければならない。

A	B
1 遭難通信の通信方法	通信操作
2 遭難通信の通信方法	試験又は調整
3 無線設備の試験又は調整のための電波の発射の方法	通信操作
4 無線設備の試験又は調整のための電波の発射の方法	試験又は調整

B - 1 次に掲げる事項のうち、電波法（第7条）の規定により、総務大臣が無線局（放送をする無線局（電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。）を除く。）の免許の申請書を受理したときの審査事項に該当するものを1、該当しないものを2として解答せよ。

- ア 工事設計が電波法第3章の技術基準に合致すること。
- イ その無線局の業務を維持するに足りる財政的基礎があること。
- ウ 周波数の割当が可能であること。
- エ その無線局を適確に運用するに足りる技術的能力があること。
- オ 総務省令で定める無線局（放送をする無線局（電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。）を除く。）の開設の根本的基準に合致すること。

B - 2 次の記述は、無線局が、免許状に記載された目的又は通信の相手方若しくは通信事項の範囲を超えて運用することができる通信を電波法施行規則（第37条）の規定に沿って掲げたものである。□□□□内に入れるべき字句を下の番号から選べ。

船舶局において当該船舶局の □□□□ 相互間に行われる通信

□□□□ イ と船舶局との間に行う海上交通安全法（昭和47年法律第115号）第22条（巨大船等の航行に関する通報）第23条（巨大船等に対する指示）又は第33条（海難が発生した場合の措置）第1項本文の規定による通信

船舶通報（遭難船舶又は遭難航空機の救助又は捜索に資するために国又は外国の行政機関が収集する □□□□ ウ に関する通報であって、当該行政機関と当該船舶との間に発受するものをいう。）に関する通信

□□□□ エ と船舶局との間に行う港内における船舶の交通、港内の整理若しくは取締り又は検疫のための通信

□□□□ オ のために行う海岸局と船舶局との間若しくは船舶局相互間又は航空局と航空機局との間若しくは航空機局相互間の通信

- |                      |                    |           |
|----------------------|--------------------|-----------|
| 1 水先業務用の無線局          | 2 船上通信設備           | 3 船舶の位置   |
| 4 気象の照会又は時刻の照合       | 5 海上保安庁の海上移動業務の無線局 | 6 船舶の運航   |
| 7 港務用の無線局            | 8 海岸局              | 9 双方向無線電話 |
| 10 免許人のための急を要する通報の送信 |                    |           |

B - 3 次の記述は、船舶局の無線業務日誌に毎日記載すべき事項について、電波法施行規則（第40条）の規定に沿って掲げたものである。□□□□内に入れるべき字句を下の番号から選べ。

無線従事者（主任無線従事者の監督を受けて無線設備の操作を行う者を含む。）の氏名、資格及び □□□□ ア （変更があったときに限る。）

時計を標準時に合わせたときは、その事実及び □□□□ イ

船舶の位置、方向、気象状況その他船舶の安全に関する事項の通信の概要

自局の船舶の航程（発着又は寄港その他の立ち寄り先の時刻及び地名等を記載すること。）

自局の船舶の航行中 □□□□ ウ におけるその船舶の位置

無線局運用規則第5条（義務船舶局等の無線設備の機能試験）及び第7条（双方向無線電話の機能試験）に規定する機能試験の結果の詳細

電波法第80条（報告等）第3号（無線局が外国において、あらかじめ総務大臣が告示した以外の運用の制限をされたときのことをいう。）の場合は、その事実及び措置の内容

□□□□ エ の電源用蓄電池の維持及び試験の結果の詳細（電源用蓄電池を充電したときは、その時間、充電電流及び充電前後の電圧の記載を含むものとする。）

□□□□ オ の維持の概要及びその機能上又は操作上に現れた特異現象の詳細

- |        |            |         |            |            |
|--------|------------|---------|------------|------------|
| 1 レーダー | 2 照合者      | 3 送受信装置 | 4 午前0時及び正午 | 5 遭難自動通報設備 |
| 6 服務方法 | 7 正午及び午後8時 | 8 時計の遅速 | 9 予備設備     | 10 員数      |

B - 4 次の暗語に関する記述のうち、国際電気通信連合条約（第40条）の規定に照らし正しいものを1、誤っているものを2として解答せよ。

ア 暗語による私報は、すべての構成国の間において認められる。ただし、私報に対して暗語を認めないことを事務総局長を経由してあらかじめ通告した構成国については、この限りでない。

イ 官用電報は、すべての関係において暗語により記載することができる。

ウ 業務用電報は、すべての関係において暗語により記載することを禁止する。

エ 構成国は、暗語による私報の自国の領域内における発着を認めない場合においても、国際電気通信連合憲章第35条（業務の停止）に規定する業務の停止のときを除くほか、暗語による私報の中継を認めなければならない。

オ 構成国は、暗語による私報の自国の領域内における発着を認める場合においても、暗語による私報の中継を認めないことができる。

B - 5 次の記述は、無線設備の操作について、電波法(第39条)の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句を下の番号から選べ。ただし、□内の同じ記号は、同じ字句とする。

第40条(無線従事者の資格)の定めるところにより無線設備の操作を行うことができる無線従事者(義務船舶局及び義務船舶局のある船舶に開設する総務省令で定める船舶地球局の無線設備であって総務省令で定めるものの操作については、第48条の2(船舶局無線従事者証明)第1項の船舶局無線従事者証明を受けている無線従事者。以下同じ。)以外の者は、無線局(アマチュア無線局を除く。以下同じ。)の□アを行う者(以下「主任無線従事者」という。)として選任された者であっての規定によりその選任の届出がされたものにより監督を受けなければ、無線局の無線設備の操作(簡易な操作であって総務省令で定めるものを除く。)を行ってはならない。ただし、□イが航行中であるため無線従事者を補充することができないとき、その他総務省令で定める場合は、この限りでない。

□ウを送り、又は受ける無線電信の操作その他総務省令で定める無線設備の操作は、の本文の規定にかかわらず、第40条の定めるところにより、無線従事者でなければ行ってはならない。

主任無線従事者は、第40条の定めるところにより、□アを行うことができる無線従事者であって、総務省令で定める事由に該当しないものでなければならない。

無線局の免許人は、主任無線従事者を選任したときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。

の規定によりその選任の届出がされた主任無線従事者は、□アに関し総務省令で定める職務を誠実に行わなければならない。

の規定によりその選任の届出がされた主任無線従事者の監督の下に無線設備の操作に従事する者は、当該主任無線従事者がの職務を行うため必要であると認めてする指示に従わなければならない。

無線局(総務省令で定めるものを除く。)の免許人は、の規定によりその選任の届出をした主任無線従事者に、総務省令で定める□エごとに、□アに関し総務大臣の行う□オを受けさせなければならない。

- |           |               |      |      |       |
|-----------|---------------|------|------|-------|
| 1 船舶又は航空機 | 2 無線設備の操作の監督  | 3 符号 | 4 資格 | 5 訓練  |
| 6 モールス符号  | 7 無線設備の管理及び運用 | 8 船舶 | 9 期間 | 10 講習 |